

いすみ市江場土津波避難タワー建設事業

発注仕様書

令和4年4月

いすみ市

— 目次 —

第1	基本事項	1
1.	目的	1
2.	発注仕様書の位置付け	1
3.	対象建物の概要	1
4.	業務の概要	2
5.	事業期間	2
6.	支払い	3
7.	選定内容を履行できなかった場合の措置	3
8.	火災保険等	3
9.	危険負担	3
10.	著作権等	3
11.	その他	4
第2	設計・施工条件	5
1.	関係法令・条例等の遵守	5
2.	適用基準	6
3.	基本条件	6
4.	設計業務	8
5.	工事監理業務	10
6.	施工業務	11
別紙資料1	リスク分担表	14
別紙資料2	避難予定者の年齢構成、健康状態	16
別紙資料3	津波避難タワー施設条件リスト	17
別紙資料4	各種業務に係る提出書類	18
別紙資料5	設計業務に係る成果物	20
別紙資料6	案内図・航空写真	21
別紙資料7	配水管現況図	23
別紙資料8	現場説明書	24
参考	ステージ・階数等の基準	26

貸与資料

- 航空写真（平成29年1月）
- 敷地測量図

第1 基本事項

1. 目的

いすみ市（以下「本市」という。）は、九十九里浜の最南端太東岬から岩船まで、総延長約 21.5km に及ぶ海岸線を有しており、津波発生時には被害を受けやすい地理的環境にある。

このような環境の中、東日本大震災時では、津波により住家と水産業に大きな被害があり、過去にも延宝地震（1677 年）、元禄地震（1703 年）などにより、甚大な被害を受けている。今後予想される地震により津波被害が懸念される中、本市としては市民の命を守る取組が急務となっている。

そこで、津波からの避難が困難な地域であるいすみ市岬町江場土区内に津波避難タワーを建設するに当たり、本市では、民間の技術・知識等を積極的に採用し事業の効率化を図るために、設計施工一括発注方式を導入することとした。

事業者選定に当たっては、公募型プロポーザル方式により提案を幅広く求め、優れた設計・施工工法を選定し事業実施することを主な目的とする。

2. 発注仕様書の位置付け

本発注仕様書（以下「本書」という。）は、本市が発注するいすみ市江場土津波避難タワー建設事業（以下「本事業」という。）の実施にあたって、本事業の選定事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務仕様を示すものであり、募集要項と一体のものである。

なお、事業者が提出した技術提案書については、本事業における基本設計図書の骨子として、本書とともに設計図書の一部として取り扱う。また、本書に記載されていない事項についても、本事業を実施するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

3. 対象建物の概要

(1) 整備対象施設の概要

名称	構造・階数	延床面積	施設概要
津波避難タワー	S 造又は RC 造	提案の計画床面積による	第 2 ステージにおいて避難面積 100 m ² 以上を確保すること。 第 1 ステージにおいては可能な範囲で避難面積を確保すること。
外構等			駐車場、駐輪場等の整備

<注意> いすみ市宅地開発事業指導要綱第 5 条に基づく事前協議を行うこと。

(2) 敷地条件

ア 所在地	千葉県いすみ市岬町江場土 3721 番他
イ 敷地面積	1,190.21 m ²
ウ 地域地区	
用途地域	: 都市計画区域内
建蔽率／容積率	: 60/200
防火地域	: 指定なし
景観地区	: 指定なし

その他	: リゾート構想特定区域による制限等あり
エ 道路状況	
南側	: 市道 0136 号線 幅員 4.00～4.40m
オ 周辺状況	
東側	: 宅地及び農地(水田)に隣接
南側	: 市道を挟んで農地(水田)
西側	: 農地(畑)に隣接
北側	: 農地(水田)に隣接
カ その他	
上水道	: いすみ市水道事業 南側市道より PEPφ20 にて引き込み (別紙資料7「配水管現況図」を参照すること。)
下水道	: 公共下水道は未整備 雨水は敷地内処理のこと。
ガス	: 使用しない
電気	: 全て再生可能エネルギー又は非常用自家発電設備による給電

4. 業務の概要

事業者は、本書に従い、以下の業務を行う。

(1) 設計業務

- ア 各種調査業務
- イ 基本設計業務
- ウ 津波避難タワー建築工事実施設計業務
- エ 外構等工事実施設計業務
- オ 建築確認申請等各種手続き

(2) 施工業務

- ア 津波避難タワー建築工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）
- イ 外構等工事（電気設備工事及び機械設備工事を含む。）

(3) 工事監理業務

- ア 上記「4.(2)施工業務」の工事に対する工事監理業務
- イ 出来高管理業務

5. 事業期間

契約締結：令和4年9月上旬

事業期間：契約締結の翌日から令和6年3月25日（月）まで

本事業は令和4年度から令和5年度までの国庫補助事業となる。避難タワーの機能確保後は引き渡し完了前であっても、津波避難時に、市民が避難する場合において使用できることにする。

上記事業期間のうち、設計、施工及び工事監理期間は、原則として、下記のとおりとする。但し、各種調査については、必要に応じた期間に行うこと。

設計期間：契約締結の翌日から令和5年5月31日（水）まで

（但し、事後調査業務除く）

施工期間：令和5年4月1日（土）から令和6年3月25日（月）まで

工事監理期間：令和5年4月1日（土）から令和6年3月25日（月）まで

6. 支払い

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、本市と事業者との間で締結する設計施工一括契約に示す。

(1) 設計費（各種調査業務を含む。）・工事監理費

年度	支払い内容	支払い限度額	備考
令和4年度	部分払い(期間中1回) ※1	年度出来高額の90%以内	出来高払い
令和5年度	部分払い(期間中1回)	年度出来高額の90%以内	出来高払い
令和5年度	完了払い	設計費・工事監理費相当額の残高	

※1 本業務は国庫補助事業であり、年度毎での事業採択となる。2年度にわたる設計業務については、各種調査業務(事前)、基本設計及び実施設計は令和4年度中に完了し、積算、確認申請業務及び設計調整業務は令和4年度と5年度に5割ずつ実施、また、工事監理業務は令和5年度に実施するものとし、それぞれの業務の完了部分の根拠となる証拠書類等を提出すること。

(2) 施工費

年度	支払い内容	支払い限度額	備考
令和5年度	前金払い	施工費相当額の40%以内	
	中間前金払い※1	施工費相当額の20%以内	
	部分払い(期間中1回)	出来高額の90%以内	出来高払い
	完了払い	施工費相当額の残高	

※1 条件等については、「いすみ市公共工事に要する経費の前金払及び中間前金払取扱要領」を参照のこと。また、施工費における中間前払いと部分払いは、どちらか一つの支払いとすること。

7. 選定内容を履行できなかった場合の措置

事業者は、本書及び一次審査並びに二次審査の提案書類（以下「技術提案」という。）に基づき本事業を行う。事業者の責により本書及び技術提案を満たす工事が行われない場合、本市は事業者に対し、各種業務について再度の実施を求めるとともに、契約金額の減額や損害賠償の請求等を行うことがある。詳細は、別添資料「資料4 契約書（案）」で示す。

8. 火災保険等

事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等に火災保険、建設工事保険及び賠償責任保険を付すものとする。

なお、保険期間は、仮設工事を含む施工業務の着手日から令和6年3月25日（月）までとする。

9. 危険負担

本事業における契約金額の増加等の負担は、別紙資料1「リスク分担表」による。

10. 著作権等

(1) 成果物等の公表等

事業者は、本市の承諾を得ずに、技術提案及び設計図書等の成果物を第三者に譲渡、貸与又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(2) 著作権の譲渡

事業者は、本事業における成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 11 項第 1 号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

(3) 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

(4) 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

11. その他

(1) 監督職員

本市は、別添資料「資料 4 契約書（案）」に基づき、監督職員として総括監督職員、主任監督職員及び監督職員を置く。

(2) 本市が事前に貸与した資料の取扱い

事業者は、本事業の設計業務及び施工業務を行うに当たり、本市が事前に貸与した参考資料（以下「貸与資料」という。）の内容を用いることを妨げない。

但し、事業者は、その使用に当たって、事前に内容を十分確認するとともに、使用に関する一切の責任を負うものとする。

(3) 手続き等について

本事業に関する事務の取扱いについては、募集要項、発注仕様書及び契約書による他、いすみ市建設工事等契約事務取扱実施規程による。また、各種業務における検査については、いすみ市建設工事検査要綱に基づいて行う。

第2 設計・施工条件

1. 関係法令・条例等の遵守

事業者は、以下の法令・条例の他、本事業の実施に当たり必要とされる関係法令及び条例等を遵守すること。なお、最新のものを参照すること。

- (1) 建築基準法
- (2) 都市計画法
- (3) 建築士法
- (4) 建設業法
- (5) 消防法
- (6) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- (7) 公共工事の品質確保の促進に関する法律
- (8) エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- (9) 建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律
- (10) 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
- (11) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (12) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (13) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (14) 道路法
- (15) 電波法
- (16) 水道法
- (17) 電気事業法
- (18) ガス事業法
- (19) 労働基準法
- (20) 労働安全衛生法
- (21) 環境基本法
- (22) 騒音規制法
- (23) 振動規制法
- (24) 水質汚濁防止法
- (25) 大気汚染防止法
- (26) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (27) 地球温暖化対策の推進に関する法律
- (28) 千葉県建築基準法施行条例
- (29) 千葉県福祉のまちづくり条例
- (30) 夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例

2. 適用基準

本書に記載のない事項については、原則として以下の基準による。なお、最新のものを参照すること。

- (1) 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2) 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (3) 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4) 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (5) 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (6) 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (7) 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (8) 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (9) 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (10) 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (11) 公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (12) 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (13) 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14) 公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (15) 公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (16) 公共建築工事見積標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17) 公共建築工事積算基準等資料（国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課）
- (18) 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (19) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (20) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (21) 内線規程（（一社）日本電気協会）
- (22) 日本建築学会諸基準
- (23) 日本建築センター諸基準
- (24) 地質・土質調査業務共通仕様書（千葉県県土整備部技術管理課）

3. 基本条件

本事業は、上記「第1 3. 対象建物の概要」に記載した建築物等に対して、施工を行う。

(1) 津波避難タワー

以下に記載する条件等は、本市が要求する基本的な要件等である。

- ア 建物構造は、S造またはRC造とし、延床面積は提案の計画床面積で、第2ステージにおいて避難面積100㎡以上（避難者1人あたり1㎡以上）を確保し、第1ステージにおいては可能な範囲で避難面積を確保することとする。
- イ 津波浸水深2.35m+6.00m以上を確保する必要があるため、各ステージのFL高さは、第1ステージがGL+5.30m以上、第2ステージがGL+8.50m以上とすること。
- ウ 避難収容者数は、一般者90人、避難行動要支援者10人を想定とすること。（別紙資料2「避難予定者の年齢構成、健康状態」を参照のこと。）

- エ 外観は優れたデザインによる、周囲の景観と調和した魅力的なものとしつつ、有事の際にいち早く見つけられるよう計画するものとする。
- オ 構造要件は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省）」等に基づく耐震安全性の目標分類に基づき、以下を満足させること。

対象建物	耐震安全性の分類		
	構造体	建築非構造部材	建築設備
津波避難施設	Ⅱ類	A類	乙類

- カ 鉄骨は溶融亜鉛めっきの上、フッ素樹脂塗装等の十分な塩害対策を施すこと。
- キ 基礎構造は、地震等による液状化の対策、津波等による洗堀、転倒及び滑動等が生じないように対策すること。
- ク 第1ステージから上部の建物周囲には、津波による漂流物から人と、建物被害を防ぐための柵等を設けること。
- ケ 階段は1か所、段鼻に畜光式滑り止めを設置し、有効幅員は1.2m以上確保し、最短距離で最上階ステージに到達できるようにすること。
- コ スロープは1か所設置し、有効幅員は1.2m以上、勾配1/12以下、高さ75cmごとに1.5m以上の踊り場を設けること。また、安全性を確保するため滑らない材質を使うとともに、夜間でも畜光等により通路がわかるようにすること。
- サ 階段及びスロープには安全性を確保するため手すりを設置し、夜間でも畜光等により手すりが見えるようにすること。
- シ 津波襲来の際に、第1ステージより下を波が通過するよう工夫を凝らすこと。
- ス 出入口以外は1.5m以上の転落防止設備を設置し、第1ステージの周囲は、雨風をしのぐことができるよう、工夫を凝らすこと。
- セ 1階床は、結露による床の濡れを防ぐため、断熱化等の対策を行うこと。
- ソ 必要な諸室は、別紙資料3「津波避難タワー必要諸室リスト」を参照すること。
- タ 施設には着替えや、授乳ができるスペース、体調が優れない避難者（傷病者）用部屋等を備えること。
- チ 避難者が必要とする物品を収納する防災倉庫を設けること。物品収容能用の棚を設置すること。
- ツ トイレブースを3か所（内1か所は多機能トイレ用）設けること。給排水衛生設備は備えず、災害用トイレ用品を使用することとする。多機能トイレ用ブースは、車椅子での利用に支障が生じない空間を確保すること。トイレブースには災害用簡易トイレを備え付け、利用者の利便性に配慮した仕様とすること。
- テ 脱衣、着替え用のブースを3か所（1か所は障害者用）設けること。
- ト 施設出入口部分は、破壊可能扉もしくは自動解錠扉を設置し、赤色灯、ソーラー防犯灯を備えること。
- ナ 施設には空調機器及び受電設備は設けない。全て再生可能エネルギーもしくは、非常用自家発電設備による給電とすること。照明設備は、全てLED照明を採用し、最上階にバッテリー付照明を設置すること。
また、夜間であっても付近から施設が確認できるような工夫をすること。
- ニ 地震・津波の被災後において、機能復旧できるような工夫をすること。

(2) 外構等

- ア 敷地内は原則アスファルト舗装とし、適切な雨水排水処理を施すこと。
- イ 敷地内に 10 台以上（内、3 台は車椅子使用者用）の駐車場を設置すること。また、10 台以上の駐輪場を確保すること。
- ウ 敷地内はバリアフリーに配慮すること。
- エ 敷地内に側溝を設けるなど、適切な雨水排水設備を設けること。また、雨水は敷地内で処理すること。
- オ フェンス、境界縁石等は必要に応じて設けること。
- カ 外灯は敷地内施設侵入箇所に設置し、商用電源の引き込みは行わずに、LED ソーラー照明のとする。その他の敷地における照明を設ける場合も、LED 照明の採用を基本とすること。
- キ 施設名称、施設概要、利用案内看板を設置すること。
- ク 水道設備は、敷地内に設けるが、常時管理者、利用者以外が使用できないようにすること。

(3) 工期の遵守

現場での工事期間を最小限に抑え、近隣住民等への負担が軽減できるよう努めること。
 なお、工事期間中に本市の行う完了検査に合格し、引渡しまで済ませること。

(4) 契約締結後の提出資料

事業者は、別紙資料 4「各種業務に係る提出書類」に掲げる契約締結後に関わる書類を、速やかに、本市に提出すること。

4. 設計業務

(1) 業務の手続き及び手順

設計業務は、次に示す手続き及び手順により行う。なお、業務の実施に当たっては、本市及び関係官公署の指導等に従うものとする。

- ア 業務に先立ち、業務着手届等、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。
- イ 当該敷地及び近隣の状況等の事前調査の他、周辺家屋調査及び電波障害調査を実施すること。
- ウ 基本設計図書を作成し、本市の確認を受けた上で詳細な設計に進むものとする。
- エ 詳細な設計において、実施設計図、構造計算書及び積算書等を作成すること。
- オ 本市と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、本市に中間報告を行う。また、関係官公署への申請及び届出に係る必要な協議・手続き等については、事前に本市の確認を受けた上で行うこと。
- カ 本市及び各関係官公署との打合せ事項を記録し、文書で本市に提出すること。
- キ 本市が行う近隣住民に対する事業概要説明の資料作成に協力すること。
- ク 設計完了後に本書に適合しない箇所及び設計内容に瑕疵が発見された時は、本市と協議の上、事業者の責任において設計図書の修補を行うこと。

(2) 設計図書等作成要領

ア 設計図の作成

作成の必要な設計図は、別紙資料 5「設計業務に係る成果物」によることとする。設計図の作成に当たっては、本市と協議の上、下記の要領で行う。

(ア) 公共建築工事標準仕様書等及び本書の内容によらないものについては、必要な事項を設計図に記載する。

(イ) 設計図等の用紙、縮尺、表現方法、タイトル及び整理法は、本市の指示を受けなければならない。
なお、設計図は、工事ごとに順序良く作図し、各々一連の整理番号を付ける。

(3) 調査業務等

ア 現地調査業務

(ア) 事業者は、業務に必要な現地調査（地盤調査及び現況詳細調査等）を行うこと。

(イ) 調査内容等については、予め本市に報告すること。

(ウ) 現地調査に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(エ) 現地調査の結果等については、本市に報告し、設計図書に反映すること。

イ 周辺家屋調査

現場着手に先立ち、周辺家屋や工作物等について、将来予測される工事に起因する損害に対する事前調査を行い、工事完成後等の調査において損害の発生が確認された場合は、適切にその対策を講じること。なお、調査及び対策等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

ウ 電波障害調査

現場着手に先立ち、周辺家屋等の工事前の受信状況について調査し、工事中及び工事完成後等の調査において受信障害の発生が確認された場合は、適切にその対策を講じること。なお、調査及び対策等に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(4) 基本設計

基本設計図書の作成業務においては、上記「3. 基本条件」に記載した本市の要件等を踏まえた図書を作成すること。

(5) 実施設計

事業者は、本市と十分に打合せを行い、以下の業務を履行すること。

ア 実施設計図書の作成

本書、基本資料及び技術提案書等に基づき、実施設計図書を作成すること。

なお、実施設計図書は、事業者の責任において作成するものとし、図面には建築士法に基づき記名押印を行うこと。

イ 工事費内訳書等の作成

実施設計図書に基づき、積算数量計算書、工事費内訳書等を作成すること。

なお、本事業では、国土交通省の国庫補助事業を活用する予定であるため、工事費内訳書については、本市と十分に協議を行うこと。

ウ 工事の実施に必要な各種申請業務

(ア) 条例に基づく届出等

事業者は、千葉県福祉のまちづくり条例の規定に基づく届出等の申請を行うこと。

(イ) 消防計画書

必要に応じて、所轄の消防署担当課と事前協議の上、工事中の消防計画等を作成すること。

(ウ) その他

工事の実施に必要な手続きは、事前協議を含めて事業者が全て行うこと。また、建築確認申請及び各種検査等、各種申請に必要な手数料等は、事業者の負担とする。

(6) その他

ア 必要な書類関係

(ア) 業務着手時に必要な書類

別紙資料4「各種業務に係る提出書類」に掲げる設計に関わる書類のうち、契約後速やかに提出が必要な書類を、本市に提出すること。

(イ) 業務完了時に提出すべき書類

別紙資料5「設計業務に係る成果物」に掲げる書類一式を、本市に提出すること。

イ 資料の貸与

現況図等の作成に当たり、敷地測量図等の電子データが必要な場合は、データを貸与する。

ウ 材料の選択

本書で指定していない材料は、原則として JIS 又は JAS の規格品を使用し、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の人体に害を及ぼす恐れのある化学物質を極力含まないもので、耐久性に優れたものを使用すること。

5. 工事監理業務

事業者は、本市と十分に打合せを行い、業務を履行すること。なお、工事監理業務の実施に当たっては、「建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づくものとする。

(1) 基本的事項

ア 本事業の対象工事の工事監理を行うこと。

イ 業務開始後速やかに、業務着手届等、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。

ウ 工事に係る全ての書類、図書が本書及び契約書等に定めるとおりであるか審査を行うこと。

エ 工事を安全かつ円滑に進めるため、工事施工者等への指導及び監督、関連工事の連絡調整、工事現場の安全衛生管理を行うこと。また、工事監理者は、現場事務所への常駐を義務付けるものではないが、不測の事態に備えて請負者等へその所在及び連絡先を常時明らかにしておくこと。

オ 工事現場からの協議・質問等には、基本的にその日のうち（24時間以内）に回答するワンデーレスポンスの実施により、工事現場の手待ちを無くし、安全で効率的（時間的・経済的）な施工の実現を目指すこと。

カ 工事工程を常に把握し、工程に異常が認められた場合は、直ちに本市に報告すること。工事監理月報の様式は任意とし、本市に対し定期的かつ具体的な報告をすること。また、本市の指示或いは承諾等が必要で、かつ予め想定し得る事項については、速やかに本市へ連絡すること。

キ 工事施工者等より提出される各種承諾図及び施工図、各種試験成績書及びこれに類する工事関係必要書類については、十分精査の上、必要に応じて直ちに提示できるよう整備し、管理しておくこと。

ク 検査に際しては、工事施工者等より提出される工事記録写真の精査及び出来高率の算定等の準備を行い、かつ検査時には必ず立会うものとする。

(2) 工事監理の実施内容

- ア 工事監理方針の説明等（工事監理方針の説明、工事監理方法変更の場合の協議）
- イ 設計図書の内容の把握等（設計図書の内容の把握、質疑書の検討）
- ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告（施工図等の検討及び報告、工事材料・設備機器等の検討及び報告）
- エ 工事と設計図書との照合及び確認の作業
- オ 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等
- カ 工程表の検討及び報告
- キ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- ク 工事と本書及び契約書等との照合、確認及び報告等（工事と本書及び契約書等との照合・確認及び報告、本書及び契約書等に定められた指示・検査等、工事が設計図書の内容に適合しないと疑いがある場合の破壊検査）
- ケ 関係機関の検査の立会い等
- コ 業務報告書の提出
- サ 設計業務において作成した実施設計書に対する出来高設計書の作成

6. 施工業務

事業者は、設計業務が完了し、実施設計図書に関して本市の検査を得た後に、本事業の施工に着手すること。

但し、設計業務の完了前であっても、やむを得ず着手する必要がある場合には、本市の承諾を受けた箇所については、施工業務着手届を提出して、本事業の施工に着手することができる。

(1) 基本的事項

- ア 契約書に定める期間内に、全ての施工を行い、本市の行う完了検査に合格すること。
- イ 本事業に際しては、事前に特記仕様書等の契約関係図書及び以下の点に留意して、施工計画を作成し、工事監理者の承諾を受けること。
 - (ア) 工事で使用した又は工事用車両の通過により舗装等を傷めた部分については、原則として、完了検査を受けるまでに現状復旧すること。
 - (イ) 工事の支障となる既存施設又は樹木等は、本市と協議の上、撤去することができる。なお、撤去した部分は、原則として、現状復旧すること。
 - (ウ) 無理のない工事工程を立案し、必要に応じて、近隣住民に周知することにより、作業時間等に関する了解を得ること。
 - (エ) 工事に際しては、安全管理に徹底するとともに、近隣住民への影響を最小限に留めること。

(2) 着手前業務

- ア 工事に先立ち、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。
- イ 工事に先立ち、当該敷地及び近隣の状況等の事前調査を十分に実施すること。
- ウ 工事に先立ち、労働基準監督署、警察署等への必要な申請及び届出を行うこと。なお、関係官公署等の検査等が必要となる場合は、事業者は、本市の指示により立会うこと。
- エ 本事業の施工に先立ち、製作図、施工図、計算書等を作成し、本市の承諾を得ること。
- オ 工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録（契約時、変更時、竣

工時) し、登録済みの受領書の写しを本市に提出すること。

カ 必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行うこと。

キ その他工事の着手時に、必要な手続き等を行うこと。

(3) 施工期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、実施設計図書及び施工計画等に従い、業務を遂行すること。

ア 工事中、必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行うこと。

イ 必要書類を提出する場合、工事監理者の確認を得た上で、本市に提出すること。

ウ 工事の実施に当たり、建設業法に基づく適正な技術者等を選任して配置し、工事管理を行うこと。また、本市が要請した時は、技術者等は、工事施工の事前説明及び報告、施工状況を説明すること。

エ 障害物及び地下埋設物等がある場合は、速やかに本市と協議し、指示を仰ぐこと。

オ 既存道路等を損傷した場合は、事業者の責任で補修すること。

カ 工事期間中の月報を作成し、工事監理者の確認を得た上で、提出すること。

キ 本施設受渡し後、1年目及び2年目点検を実施すること。

ク 本施設受渡し後に本書に適合しない箇所及び設計・施工内容に瑕疵が発見された時は、本市と協議の上、事業者の責任において必要な処置を行うこと。

ケ 工事用電力については、付近東電柱より引き込み使用することとし、この場合の設置費及び使用料は全て請負者の負担とする。

コ 工事用水については、敷地内の水道を有償にて利用できるものとする。

サ 工事に支障のある屋外埋設管や舗装、樹木その他の撤去・移動を行う場合は、本市と協議の上、原則として、現状復旧すること。

シ 建物外壁4面に渡って防音シート等の防音対策を施すとともに、施工に伴う振動、騒音を最小限にするために、工事内容に応じて、低振動・低騒音の機材を使用すること。

ス 塵埃等の飛散防止のために、必要に応じて、適切に防護シート等を使用すること。

セ 周辺地域の交通渋滞や通行人への迷惑を考慮し、交通誘導員を適切に配置すること。

ソ 近隣住民及び生徒並びに通車車両に対し、危険のないよう注意の上、施工を行うこと。また、工事に必要な安全対策を講じること。

タ 工事により、近隣住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等を含む。）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を本市に報告すること。

(4) 竣工時業務（部分払い請求時は、これに準ずる。）

ア 工事完了後、速やかに内部検査を行い、本市に工事完成を通知すること。

イ 工事完了検査に必要な手続きを、工事工程に支障がないよう実施すること。

ウ 事業者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、本事業が完了したことを確認するために、本市の検査を受け、合格した上で、引渡しを行うこと。

エ 事業者は、別紙資料4「各種業務に係る提出書類」に掲げる工事に関わる書類を提出し、本市の承諾を受けること。

(5) 国庫補助金関係に係る支援

事業者は、本市の要請に基づき、国庫補助金関係に係る図面の作成等、必要書類の支援を行うこと。

(6) 会計検査に係る支援（国庫補助事業となった場合）

事業者は、本市の要請に基づき、会計検査に係る支援を行うこと。

別紙資料1 リスク分担表

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者		備考	
				本市	事業者		
共通	公募手続きリスク	1	公募資料の誤り	○			
		2	本市の帰責事由により事業者と契約が締結できない場合	○			
		3	事業者の帰責事由により本市と契約が締結できない場合		○		
	制度関連リスク	法令変更リスク	4	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		
			5	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	
			6	消費税率が変更されたことによる費用の増加	△	○	消費税率変更に際して、変更契約で一部本市の負担となる場合もある。本市の規定に準拠する。
		許認可の取得	7	本事業の実施に当たって、事業者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加		○	計画に係る認定、判定、計画通知の取得等も含む。
社会リスク	住民等の要望活動	8	本市の提示条件や本事業を実施することそのものに対する地域住民の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等	○			
		9	事業者が行う業務に関する地域住民等の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等		○		
	環境の保全	10	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、有害物質の排出等）に関する対応		○		
	第三者賠償	11	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害（事業者の帰責事由により、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合も含む）		○		
経済リスク	物価の変動	12	設計・工事段階の物価変動	○	△	物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合、一定調整する。（本市の規定に準拠する）	
債務不履行リスク	本事業の中止・延期	13	本市の指示、市議会の不承認等による本工事の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。	
		14	上記以外の事由による本事業の中止・延期（不可抗力リスクを除く）		○		
	構成員に関するリスク	15	事業者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し本事業の実施が困難となった又は遅延した場合		○		
	不可抗力リスク	16	暴風・豪風・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による本施設の損害。但し、自然災害に関しては、計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	修復を行う場合、修復費用につき事業者が一部を負担する。	

設計・工事段階	計画・設計リスク	各種調査リスク	17	本市が提示した現況図等が本施設の形状と著しく異なっていた場合	○		
			18	事業者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
			19	事業者が実施した調査の結果、本施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
		設計リスク	20	本市が提示した設計に関する与条件又は発注仕様書の内容に不備があった場合	○		
			21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	本市の指示により、発注仕様書と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加	○		
	23		事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○		
	工事リスク	工事完了の遅延	24	本市の指示、変更等、本市の帰責事由により、契約期日までに本事業が完了しない場合	○		
			25	事業者の帰責事由により、契約期日までに本事業が完了しない場合		○	
			26	不可抗力により、契約期日までに本工事が完了しない場合	○	△	不可抗力に伴い、事業者に合理的な追加費用等の損害が発生した場合、一定の金額までは事業者の負担とし、それを超えるものについては本市の負担とする。
		工事費増減	27	本市の指示、変更等、本市の帰責事由による工事費の増加	○		
			28	事業者の帰責事由による工事費の増加		○	
29			工事中に見出された隠蔽部分の補修による工事費の増加	○			
30			不可抗力による工事費の増加	○	△	不可抗力に伴い、事業者に合理的な追加費用等の損害が発生した場合、一定の金額までは事業者の負担とし、それを超えるものについては本市の負担とする。	
騒音・振動等の発生		31	事業者が工事を実施する際に生じた騒音・振動等によって近隣住民の生活や健康に著しい影響を与えた場合		○		
発注仕様書等未達		32	本事業の実施中や本施設の完工検査等において、発注仕様書と技術提案書の不履行や施工不良部分が発見された場合		○		

○ : リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△ : リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい又は限定的に負担を負う。

別紙資料2 避難予定者の年齢構成、健康状態

(単位：人)

年齢（歳）	男	女	計
0～12歳	1	—	1
13～50歳	18	10	28
51～65歳	7（1）	4	11（1）
66～75歳	12（1）	10（1）	22（2）
76～歳	9（2）	8（2）	17（4）
計	47（4）	32（3）	79（7）

※（ ）内は避難予定者数のうち、避難行動要支援者の数

別紙資料3 津波避難タワー施設条件リスト

室名	室数	規模	面積	設置条件	備考
避難第2ステージ	1	収容人数 100 人	100 m ² 以上	最上階に設ける	オープンスペース
避難第1ステージ	1	可能な範囲で 避難面積を確保する	—	最上階の下部に 設ける	オープンスペース
避難スペース	1	30 m ² 程度	30 m ²	避難第1ステージ 以上に設ける	健康状態低下者用 周囲壁面を強固化
備蓄倉庫	1	16 m ² 程度	16 m ²	避難第1ステージ 以上に設ける	周囲壁面を強固化
トイレ用ブース	3	3 m ² 程度	9 m ²	避難第1ステージ 以上に設ける	周囲壁面を強固化
着替え用ブース	3	3 m ² 程度	9 m ²	避難第1ステージ 以上に設ける	周囲壁面を強固化

<注意> 上記リストは、本市の想定する必要最低限のリストであり、室数や規模等、事業者の提案等を妨げるものではない。

別紙資料4 各種業務に係る提出書類

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
【契約締結後】			
契約金額内訳書	1	1	技術提案内容を反映したもの
予定工程表（全体）	2	1	設計業務着手から完成までの全体予定工程表
配置予定技術者通知書	1	1	現場代理人、管理技術者、設計担当者、工事監理技術者、施工担当者
経歴書、資格証、修了証、雇用3ヶ月	1	1	
組織表・緊急連絡表	1	1	設計業務着手時、施工業務着工時等、追加及び変更が生じた場合は、遅滞なく再提出すること
【設計】			
業務着手届（設計）	1		
工程表（設計）	2	1	
管理技術者選任通知書	1	1	経歴書等を含む
業務計画書（設計）	1		
調査報告書	2		周辺家屋調査（事前・事後）及び電波障害調査（事前・事後）を含む
進捗状況報告書	1		前月末日時点における設計業務の進捗状況を提出すること
成果物納品書（設計）	1		関連書類ごとにチューブファイルに綴じ、ふた付きハードコネクテナに収納して提出すること
完了届（設計）	1		
【工事監理】			
業務着手届（工事監理）	1		
工程表（工事監理）	2	1	
管理技術者選任通知書	1	1	経歴書等を含む
業務計画書（工事監理）	1		
工事監理月報	1		
出来高設計書	1		
完了届（工事監理）	1		本市が行う工事完成検査に合格後、提出すること

【工事】			
工事費内訳書	1	1	
建設工事保険等	1		
工事着手届	1		
工程表（工事全体）	2	1	
主任技術者等選任通知書	1	1	経歴書等を含む
工事カルテ登録内容確認書（工事実績）	1		契約時の他、変更時及び竣工時にも提出すること
下請契約等の通知書・変更通知	1		各種業務の着手までに提出すること
施工体系図・施工体制台帳	1		
建設業退職金共済証紙関係書類	(1)	(1)	購入状況報告書等は複写を提出すること
主要資材発注調書	1		製作図を含む
施工計画書（総合）	1		仮設を含む総合的な計画書とすること
施工計画書（工種別）	1		必要に応じて提出すること
関係官公署届出申請書類一覧表	1	1	
実施工程表	2	1	
施工図	1		
工事月報	1		
長期休暇連絡書	1		年末年始、GW、夏季休暇前に提出すること。
建設副産物処理関係書類	1		
工事請負契約に係る産業廃棄物処理表	1		
建設リサイクル法関係書類	1		当該法令関係書類の他、COBRIS 関係書類を対象とする
出来形検査願	1		
発生材調書	1		
納品書・材料検収簿	1		
県内生産品使用状況調査票	1		
【工事完成后】			
工事完成通知書	1		
完成図書一式	1		関連書類ごとにチューブファイルに綴じ、ふた付きハードコンテナに収納して提出すること
電子納品（CD-ROM）	2		竣工図、工事写真等を対象とする
関係官公署届出申請書類	(1)	1	副本を原紙とする
取扱説明書及び保証書	1	1	
鍵引継書	1		
工事目的物引渡申出書	1		本市が行う工事完成検査に合格後、提出すること

※ 提出書類の様式については、原則として、千葉県ホームページ「県発注営繕工事関連提出書類一覧」に掲載された様式を使用することとするが、掲載されていない様式については任意の様式とする。

※ その他、本市の求めに応じて書類を作成し提出すること。

※ 書類提出時は、工事打合簿を付して提出すること。

別紙資料5 設計業務に係る成果物

実施設計図書（建築（外構等を含む））

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
意匠図・構造図	1	3	データ共
構造計算書	1	1	
積算数量計算書・集計表	1	1	データ共
参考見積書（メーカー3社見積り）	1	1	
参考見積比較表	1	1	
内訳書・代価表	1	1	
法令調査報告書	1	1	
周辺家屋及び電波障害調査報告書	2		事前・事後共に報告
各種調査報告書	2		地盤調査及び現況詳細調査等
協議記録（関係官公署他）	1	1	
打合せ記録簿（監督職員）	1	1	
各種技術資料・検討記録	1	1	
実施設計説明書	1	1	
完成予想図	1	1	外観2面以上
その他本市が指示するもの			

実施設計図書（設備）

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図	1	3	データ共
計算書	1	1	
積算数量計算書・集計表	1	1	
拾い表（拾い図共）	1	1	
参考見積書（機材メーカー）	1	1	
参考見積比較表	1	1	
内訳書・代価表	1	1	
報告書（法規調査・現地調査）	1	1	
協議記録（関係官公署・企業者）	1	1	
打合せ記録簿（監督職員）	1	1	
各種技術資料・検討記録	1	1	
実施設計説明書	1	1	
その他本市が指示するもの			

※ 設計図（意匠・構造・設備）の原紙は、A1サイズとする。また、複写の1部は、A3サイズを1部ケースファイルで提出し、残りの2部は製本をしたものとする。

※ 複写は、設計図を除き、A4版のファイル（製本含む）にて提出とする。

※ 内訳書の様式については、事前に本市の確認を得ること。その他の様式等については、任意とする。

【案内図】



【航空写真】



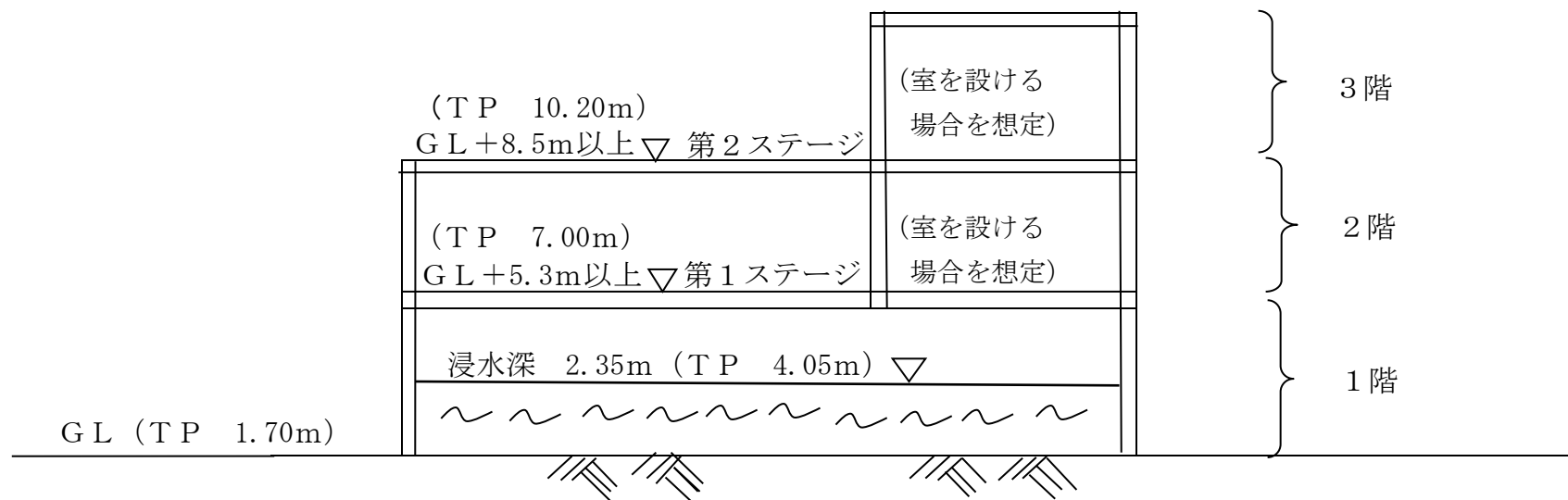


別紙資料 8 現場説明書

1. 事業名	いすみ市江場土津波避難タワー建設事業
2. 工事場所	千葉県いすみ市江場土 3 7 2 1 番地他
3. 工期	本事業の契約締結の翌日から令和 6 年 3 月 25 日（月）まで
4. 関連工事	<p>別途関連工事がある場合は、工程管理、安全管理、品質管理等、関連工事業者と十分協議・調整の上、施工すること。</p> <p>本工事で設置する仮設足場については、関連工事業者に対し無償で使用させること。</p> <p>その他関連工事：なし</p> <p>請負者名： 工 期：</p>
5. 近隣関係	<p>① 工事中は、工事現場周囲の状況を十分把握し、近隣住民・通行者・通行車両等に対し、危険が及ばないように、また、迷惑がかからないように十分注意を払い、施工すること。</p> <p>なお、工事進入道路は本市の指示によるものとし、工事車両の進入等に際しては、交通整理員等を適切に配置し、必要に応じて安全対策を講じること。</p> <p>② 工事により近隣住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を報告すること。</p> <p>③ 周辺道路等は、常に清掃を行い、場内についても散水等の防塵対策を講じること。</p> <p>④ 現場着手に先立ち、周辺隣接者の家屋及び井戸水等について、将来予測される工事に起因する損害に対する事前調査を行うこと。また、工事完了後に事後調査を行い、損害の発生が確認された場合は、適切にその対策を講じること。</p>
6. 作業時間	<p>作業時間は午前 8 時から午後 5 時まで（但し、騒音、振動等を伴う作業については、近隣を考慮した時間帯とする。）とし、昼休み（正午から午後 1 時）、日曜、祝日、夜間及び早朝の作業を原則として禁止する。</p> <p>また、作業時間については、近隣住民、関連工事業者と協議し、本市の承諾を得ること。</p> <p>なお、工事中やむを得ない事情等が生じた場合は、本市と協議すること。</p>
7. 下請業者及び資材の購入	工事の一部を下請けに出す場合、工事資材の購入及び借上げについては、特段の理由がない限り、地場中小企業及び地場企業製品を使用すること。
8. 建設業退職金共済制度	<p>① 建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、諸手続きを行うこと。</p> <p>② 対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、証紙の必要枚数を購入し、対象労働者へ配布するとともに、受払簿を整理すること。</p> <p>③ 工事着手後 1 ヶ月以内及び完了届提出時に、発注者用掛金収納書を報告書に添付し、提出すること。</p>
9. 技術者等	<p>① 当該建設工事に係る下請契約金額の総額が 6,000 万円以上となる工事を請け負った特定建設業者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者で、登録講習（又は指定講習）を受講した者を工事現場に専任で置くこと。</p> <p>② 建設業法に基づく施工管理体制台帳及び施工体系図を整備し、その写しを本市に提出すること。また、施工体系図は、当該工事現場の関係者及び市民の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>③ 契約金額が 500 万円以上となる工事は、当該工事に関するデータを契約時、変更時、竣工時の各時点において、工事実績情報システム（CORINS）に基づき工事カルテを作成し、本市の確認を受けた後、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に 10 日以内（土・日・祝日を除く）に登録し、登録内容確認書を本市に提出すること。</p>
10. 安全管理	<p>① 事業者は、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に基づく特定元方事業者として当該現場の関連工事業者を含めて、労働災害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、同法第 30 条第 2 項に基づき、統括安全衛生管理義務者に指名するので、労働基準監督署へ届け出ること。</p> <p>② 事業者は、関連工事業者を含め建設公害の防止、火災予防、安全性の確保、環境衛生及び風紀面の規律等の教育・遵守を厳しく行うこと。</p> <p>③ 仮囲いは、原則、安全鋼板（H=2.0m）によるものとする。（資材置き場及び外部足場 1 階周り部分）</p> <p>④ 工事用車両、資材の搬出入の出入口は、原則として 1 箇所とし、本市の指示する位置を基本とする。また、付近道路の路上駐車は一切禁止する。</p> <p>⑤ 外部足場の養生シートは、ネット状シート張りを基本とする。</p> <p>⑥ 工事現場には、工事標示板、建設業許可票、労災保険関係成立票の他、必要に応じて建退共加入者証の掲示板等を掲示すること。</p> <p>⑦ 資材や産廃荷卸しのための揚重機を設置する場合は、揚重機周りに専任の監視員を配置すること。</p>

11. 施工	<ul style="list-style-type: none"> ① 工業用水の利用については、節水対策を講じること。 ② 外装の色調に関しては、事前にカラーシミュレーションを3案程度提出すること。 ③ 本工事において、関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠ることなく許可、届出及び手続き等を行うこと。 ④ 本工事で使用した敷地内道路について、本市がアスファルト舗装復旧が必要と判断し指示した場合は、その部分の復旧を行うこと。 ⑤ 本工事により発生する産業廃棄物（汚泥、解体材、残材、残土等）は、工事に先立ち、速やかに処理計画書を本市に提出し、事業者の責任において適法に処理し、不法投棄をしないこと。また、本市の処理施設には持ち込まないこと。 ⑥ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、コンクリート、アスファルト及び木材等は、リサイクル化に努めること。 ⑦ 工事の記録（写真撮影）は、「営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」により行うこと。 ⑧ 建設機械については、近隣住民の生活環境の保全を図るため、低騒音型建設機械の使用に努めること。なお、当該建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日建設省告示第1536号）」による機種及び規格のものとし、施工計画書での記載及び指定ラベルが確認できる工事写真を提出すること。 ⑨ 残土処分が構外指定処理の場合の処分先は、別途本市に確認すること。 ⑩ 事業者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができる。
12. 過積載・不法無線局設置防止	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事用資機材（残土含む）の過積載をしないこと。 ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。 ③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害しないこと。 ④ さし枠の装置又は物品積載装置の不法改造をしたダンプカー等が工事現場に出入りしないようにすること。 ⑤ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。 ⑥ テレビ・電話・無線局等へ電波障害を起こす不法無線局（電波法に基づく免許を受けずに開設される無線局）を設置したダンプカー等が工事現場に出入りしないようにすること。また、ダンプカー等に無線局を設置する場合は、電波法に基づく免許を受けるよう指導すること。 ⑦ 下請契約の相手方又は資材業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものに請け負わせないこと。また、資材を納入させないこと。 ⑧ ①～⑦までのことについては、下請契約における受注者を指導すること。
13. 工事打合せ等	<ul style="list-style-type: none"> ① 工事打合せは、事業者において作成した工程表に基づき、定例で開催する。なお、開催日時については後日決定する。 ② 工事月報及び打合せ議事録を作成し、月報については、翌月10日以内に本市に提出すること。
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ① 本工事に携わる業者において建設協力会を設置し、円滑な施工及び市民の苦情等に速やかに対処できる体制を作ること。 ② 事業者は、瑕疵の有無について工事請負契約約款により、瑕疵担保期間内の本市が指示する時期に自主点検報告書を提出し、本市が行う瑕疵点検に立会うこと。

参考 ステージ・階数等の基準



- ・仕様等における記述は上記を基準とした
- ・計画上の階数等を定めるものではなく、自由度を制限するものでもない。